

自治金融制度の融資金利の改定について（お知らせ）

標記につきまして、下記のとおり改定される旨、県信用保証協会から連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

1 新融資金利

改定後	改定前
年2.00%	年1.90%

- 2 実施日 令和8年1月5日（月）
（令和8年1月5日（月）保証申込受付分から）

（参考） 日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金の融資金利
令和7年12月1日から、年2.10%に改定

※今回改定の融資金利については茨城県信用保証協会ホームページ(<http://www.icgc.or.jp/>)でもご覧になれます。ご参照ください。